

第36回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成29年5月26日（金） 午後2時30分より

会議の場所 高山市役所 地下 大会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第70号 | 農地法の規定に基づく許可処分の取り消しについて |
| 日程第 4 | 議第238号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 5 | 議第239号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 6 | 議第240号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第241号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第242号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 9 | 議第243号 | 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について |
| 日程第10 | 議第244号 | 農用地利用配分計画（案）について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

丸山斉、藤井和豊、大森治良、谷口忠幸、鴻巣明久、清水直喜、本林正樹、下田正克、田中利博、下田初秋、平岡誠治、橋場茂子、野村光吉、杉本彰信、伊藤善明、小林達樹、蓑谷良孝、長瀬正隆、西嶋徳明、西本壽吉、田中正躬、岩村聡、平田秀男、加藤貢、岩本洋子、天野克宏、増田勝、反中正志、渡邊甚一、向田誠、加藤正雄、森山護

○本日会議に欠席した委員

空野光治、車戸明良、田村信彦、中田一彦

○本日会議に出席した職員等

事務局長：橋本哲夫、事務局次長：林篤志、振興主事：中田義博、農地主事：小笠原茂、書記：脇坂光生、田中裕、武川尚、水橋靖、山腰勝也、野畑清明、川上富之、木戸脇良昭、尾形博司、（代理）水口仙之、田中伸司
飛騨農林事務所農業普及課：松尾尚典、林務課長：長谷川雅樹、畜産課：丸山浩一、農地相談員：森本和彦

職務代理	<p>ただいまより第36回高山市農業委員会を開催いたします。</p> <p>本日は、1番 空野委員、22番 車戸委員、27番 田村委員、32番 中田委員の欠席報告をいただいております。よって、現在の本出席委員は、36名中32名であり過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、会長より挨拶を願います。</p>
会長	<p>今は、田植えが真っ盛りの中、法人の水田が増えて、作業の遅れている水田が目立っています。</p> <p>先日、5月17日県の常設審議会があり、その席で報告がありましたが、農業会議所で、農業委員会の活動事例表彰があり、来月の総会で表彰を受けることとなりました。これは、長年にわたり、継続して農業委員会が行政と連絡を密にしながら、県に対しいろいろ意見書、要望等をあげ、高山の農業の発展に寄与したことによるもので、諸先輩方の努力に敬意を表するものです。</p> <p>今年は、農業委員の改選の年に当たり、途中で次の新しい委員さんに任務をお任せするわけですが、皆様方の中で、今年あげていきたい要望等ありましたら、事務局の方へ伝えていただきたいと思います。</p> <p>今日もいくつかの上程事項がございますし、終了後は3年間の区切りということで、懇親会も用意しています。どうか宜しく願います。</p>

職務代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。</p> <p>会長が議長を務め、進行いただきます。</p>
議長	<p>日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。</p> <p>議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>異議がありませんので、指名をさせていただきます。</p> <p>議席番号 4番 大森委員と、5番 谷口委員を指名します。</p>
議長	<p>日程第2 会期の決定について を議題といたします。</p> <p>会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。</p> <p>それでは議事に移ります。</p> <p>日程第3 報第70号 農地法の規定に基づく許可処分の取消しについて を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
木戸脇書記	<p>今回は、4件の報告となります。</p> <p>(取り消す許可の種類と時期、取消理由を説明)</p> <p>(その他の説明)</p> <p>3番・4番は、転用者が破産のため目的達成できず、破産管財人より提出があったものです。</p> <p>以上 4件の報告をさせていただきます。</p>
議長	<p>以上、報告のとおり確認しました。</p> <p>続きまして、日程第4 議第238号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>

木戸脇 書記	<p>今回は、5件の上程です。</p> <p>本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。</p> <p>(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、交換、売買の別、貸借にあつては存続期間を説明)</p> <p>以上、5件、田畑5筆 948㎡についてご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの件についてご意見等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定します。</p> <p>続きまして、日程第5議第239号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
木戸脇 書記	<p>今回は、1件の上程です。</p> <p>最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。</p> <p>(スライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明)</p> <p>(その他の説明)</p> <p>申請人については、遺産分割協議書を確認のうえ上程しております。</p> <p>以上、1件、田1筆 127㎡についてご審議をお願いします。</p>

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第6 議第240号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木 戸 脇 本日は14件の上程です。

書 記 当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨、農振除外案件については適用年度及び目的を説明)

(その他の説明)

3番・4番は先の取消し案件に係る再申請。

11番・14番は、資材置場及び農地嵩上げによる一時転用案件。

以上、14件、田畑29筆 9,085.67㎡についてご審議をお願いします。

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第7 議第241号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題とします。

		事務局の説明をお願いします。
木戸脇書記		<p>今回は1件の上程です。</p> <p>非農地証明は、農地法に規定された農地または、採草放牧地でない土地であることの証明を行うもので、非農地となってから20年以上経過しており、証明書は公的機関による家屋登記簿や課税証明等です。</p> <p>(スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、認定を求める地目、面積、確認した証明書の種類と記載されている年を説明)</p> <p>以上1件、ご審議をお願いします。</p>
議長		<p>ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長		<p>異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。</p> <p>続きまして、日程第8 議第242号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。</p> <p>1番・2番は委員案件であります。該当委員は議事参与できませんのでお願いします。</p> <p>委員案件について、事務局の説明をお願いします。</p>
尾形書記		<p>本日は39件の上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。</p> <p>(1番・2番について、認定農業者の旨、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借の存続期間及び新規・更新の別を説明)</p> <p>以上、2件についてご審議をお願いいたします。</p>
議長		<p>ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長		<p>異議なしと認め、1番・2番について承認いたします。</p> <p>1番・2番の関係委員の議事参与制限を解きます。</p>

続きまして3番以降の説明をお願いします。

尾形書記 (3番以降について、受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間及び新規・更新の別を説明)

(その他の説明)

34番から36番については、新規就農者に対するもので解除条件付きの旨を説明

38番・39番の所有権移転は、スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し説明

以上、37件についてご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定については、承認とします。

続きまして、日程第9 議第243号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

尾形書記 本日は4件についての上程です。

農地中間管理機構である借人は、貸付候補農用地等リストに基づき、田12筆8,522㎡について、新規11年の賃貸借権及び使用貸借権を設定するものです。

以上ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について、承認とします。

続きまして、日程第10 議第244号 農用地利用配分計画
(案) について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

尾形書記 本日は12件についての上程です。
(一人の認定農業者が受け、その経営内容、作付け予定作目、使用
貸借・賃貸借の別と存続期間を説明)
以上、12件についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用配分計画(案) について、承認と
します。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意
見等ございませんか。

(発言なし)

議長 それではこれもちまして、第36回高山市農業委員会を閉会
いたします。ありがとうございました。

午後3時30分 終了

議 事 録 署 名 者

本林 正樹 議長

大森 治良 委員

谷口 忠幸 委員
